

令和 4 年 10 月 17 日

各部課等の長 殿

総務部長

令和 5 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 8 日に発表した令和 4 年 4～6 月期の実質国内総生産(GDP)は、前期比 0.9%、年率換算で 3.5%の増と、国内需要を中心に経済が持ち直しており、今後も内需主導で緩やかに回復する見通しを立てている。また、令和 4 年 9 月の月例経済報告でも、「景気は、緩やかに持ち直している」と基調判断を据え置いた上で、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進み、各種政策の効果もあり、引き続き、景気が持ち直していくことが期待される」としている。一方で、留意すべき点として、「世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクを抱えており、物価上昇や供給制約、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある」との認識を示している。

2. 国政の動向等

国は、6 月 7 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022」いわゆる「骨太の方針」において、感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化等に伴う原油価格・物価の更なる高騰リスクなど直面する課題に対して迅速に対応することで、経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確実なものとしていくとしている。重点投資分野には、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GX と DX の投資」の 4 分野を挙げ、社会課題の解決に向けた取組を成長の源泉として位置づけ、新しい資本主義の実現に向け、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進することとした。一方、財政健全化の「旗」を下ろさず、感染症及び物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を注視しながら、経済を立て直し、財政健全化に引き続き取り組むこととしている。

これを踏まえ、7 月 8 日に閣議了解された「予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、重要な政策の選択肢を狭めることのないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう求めている。一方、年金・医療等に係る経費は、高齢化等に伴う自然増を見込み、重点分野に位置付けた分野に対する予算の重点化を進めるため、「重要政策推進枠」を設定している。

このような中、国の概算要求は 8 月 31 日に締め切られ、一般会計の要求総額は 110 兆 484 億円で、過去最大の令和 4 年度に次ぐ規模となった。少子化対策や子ども政策を始め、金額を明示しない「事項要求」が数多く盛り込まれているため、予算編成過程で更に膨らむ見込みで、新型コロナウイルスや物価高騰への対策もあり、

歳出圧力はあらゆる分野で高まっている。

また、6月末時点の国の借金は1,255兆1,932億円で、過去最高を更新したと発表された。これまで経済財政運営の基本指針「骨太の方針」に、プライマリーバランスの黒字化目標を明示してきたが、財政健全化目標に取り組むとの表現に留め、達成年度の記載は見送られた。令和7年度の黒字化目標に向けて、引き続き財政健全化を図っていくとしているものの、現下の状況を踏まえると財政再建の道のりは厳しい状況である。

3.本市の財政状況等

令和3年度の一般会計決算は、実質収支が26億2,900万円の黒字と良好な決算となった。

市税は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込むと見込まれていたが、前年度から減収となったものの法人市民税の増収などで、減収幅は想定より小幅にとどまった。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な交付税は、コロナ禍の影響等で、地方財政計画の歳入歳出ギャップが広がり、さらに国の補正予算により臨時経済対策費等の算定項目が新設されたことにより大幅な増額となった。地方消費税交付金や法人事業税交付金を始めとした各種交付金も増収となり、歳入環境は改善された。

歳出は、既往債の償還が進み公債費の減少基調は続いている。扶助費は、住民税非課税世帯や子育て世帯などへの臨時特別給付金で膨らんでおり、生活保護費など経常経費も増加した。人件費は、職員給与費が減少した一方で、会計年度任用職員給与費が増加し、総額は前年度と同水準で推移している。補助費等は、特別定額給付金の皆減で減額となっているが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした各種補助金の給付で依然として高い水準であり、物件費も同様に、コロナワクチン接種を始めとしたコロナ対策関連経費で増加している。

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す指標の経常収支比率は、85.3%と大きく改善し、90%以下の目標を達成したものの、その要因は地方交付税や地方消費税交付金などの増加によるものであり、市税を中心とした自主財源の確保や経常経費の抜本的見直しなど自立したものとは言い難いものである。

今後の見通しであるが、少子高齢化が進む中、基幹収入である市税の上積みも期待することはできず、少子高齢化の進行速度によっては、減収基調に転じるリスクも抱えている。令和3年度決算の改善の最も大きな要因である地方交付税については、令和4年度以降、通常ベースに戻る見込みであり、地方消費税交付金などの各種交付金も新型コロナウイルスや物価高騰の影響で下振れリスクが顕在化している。

少子高齢化の進展により、社会保障関係費の自然増が避けられない中、公共施設の老朽化対策やDXの推進などの歳出圧力に、国際的な原材料価格の上昇や円安を背景とした原油・物価高騰に伴う燃料費、光熱水費などの経常経費の増額が追い打ちをかけ、財政状況は厳しさを増していく見通しである。

4.令和 5 年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和5年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和 5 年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1) 新たな総合計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」(以下、創造ビジョン)が、令和5年1月から始まる予定である。新たなまちづくりのスタートであることを認識し、目標の実現に向け、創造ビジョンで示す施策について、着実に着手・推進すること。ただし、厳しい財政状況に留意し、成果目標を明確にしたうえで、最小の経費で最大の効果を上げるよう、より質の高い予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるように、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証すること。なお、本年度は、一般行政経費の枠配分の実施を見送るが、厳しい財政状況を念頭に、既存事業の中止・縮減、同類事業の統合を積極的に検討し、より厳選・スリム化することにより、一般財源ベースで前年度当初予算以内とするよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に過大に見積もることなく、抑制に努めること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「主要事業登載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)のみ、予算要求をできるものとする。

なお、概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選すること。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

(5) 新型コロナウイルス対策予算は、コロナワクチンを始めとした感染拡大防止対策やウィズコロナ社会を見据えた市民サービスの充実、経済活動の回復支援などにかかる経費についてのみ要求できるものとする。ただし、国県等の財源措置などについて、情報収集に努め、活用について十分検討すること。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.令和 5 年度の予算編成の留意事項

(1) 財政運営影響額の試算等の義務付け

「財政運営の基本指針等に関する条例第19条で、総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で1億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう 30 年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化

条例第9条においては、公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設再編成の基本方針に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを楽しむことは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて確保されるという視点から、受益者負担の適正化について精査するとともに、適正な債権管理に努めること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあっては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、令和 5 年度は創造ビジョン元年として、将来ビジョンの達成に向けて新たな事業を盛り込む一方で、コロナ禍の長期化や原油・物価高騰等もあり、非常に厳しい予算編成となることが想定される。各部課等の長を中心に、関係各課等と横断的に連携・調整し、各種事務事業を厳選・精査したうえでメリハリの効いた予算要求とされたい。